

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定）（参考）

都市計画豊ヶ丘二丁目地区地区計画を次のように決定する。

18-7-14

名	称	豊ヶ丘二丁目地区地区計画
位	置 ※	多摩市豊ヶ丘二丁目地内
面	積 ※	約5.7ha
地区計画の目標		本区域は、多摩ニュータウン8住区の一部で、新住宅市街地開発事業による一体的な整備が進められ、閑静な住宅地として市街地形成が期待されている地区である。このため、新住宅市街地開発事業の効果の維持増進を図るとともに、多摩の丘陵地の景観づくりに配慮し、周辺の公共施設や集合住宅地と調和した戸建住宅を主体とする良好な住宅地の形成を図る。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	公共施設を計画的に配置しながら、戸建住宅を中心とした、良好な住宅地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	新住宅市街地開発事業により計画的に整備された道路、自転車歩行者専用道路、緑地等について、適切な利用と維持、管理、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、容積率、建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を設ける。 また、潤いのある都市景観を創出するために、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を設ける。
	その他の整備の方針	周辺と調和した良好な住宅地の形成を図るため、敷地内の空地等は、緑化に努める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		道 路	区画道路1号	6.0m~14.0m	約130m	新設	
			区画道路2号	6.0m	約140m	新設	
			区画道路3号	6.0m	約80m	新設	
			区画道路4号	6.0m	約120m	新設	
			区画道路5号	6.0m	約100m	新設	
			区画道路6号	6.0m	約170m	新設	
		種 類	名 称	面 積	備 考		
		緑 地	緑 地	約3.5ha	新設		
		種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考	
	その他の公共空地	自転車歩行者専用道路	4.0m	約100m	新設		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅（住宅の数が3以上の長屋を除く） 2 2戸以内の共同住宅で住戸を有するもの 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの				
		容積率の最高限度 ※	10分の8				
		建ぺい率の最高限度	10分の4 ただし、建築基準法第53条第3項第2号の規定は、適用しない。				
建築物の敷地面積の最低限度		170㎡					

	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（出窓、柱のある玄関ポーチ及び独立柱のある2階ベランダ等を含む）から敷地境界線までの距離は、1 m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。</p> <p>1 物置その他これに類する用途（自動車車庫等を除く）に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>2 自動車車庫で軒の高さが2.3 m以下であること。</p>
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は、地盤面から10 mとし、かつ、軒の高さは地盤面から7 m以下とする。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>（色彩の制限）</p> <p>建築物の外壁及び屋根の色彩は、地区の環境と調和したものとする。</p> <p>（屋外広告物等の制限）</p> <p>自己の用に供する広告物については、表示面積が1 m<sup>2</sup>を超えないものとする。</p>
	垣又はさくの構造の制限	道路及び自転車歩行者専用道路に面する垣、さくの構造は、生垣又は透視可能なフェンス等とする。
	土地の利用に関する事項	敷地内の空地等は、植樹又は芝張等を行い、緑化に努めるものとする。

※は知事同意事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

（理由）新住宅市街地開発事業により、整備の行われた地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
豊ヶ丘二丁目 地区	—	—	軒、窓の格子、戸袋、濡れ縁、独立柱のないテラス2階ベランダ及び柱のない玄関ポーチ

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

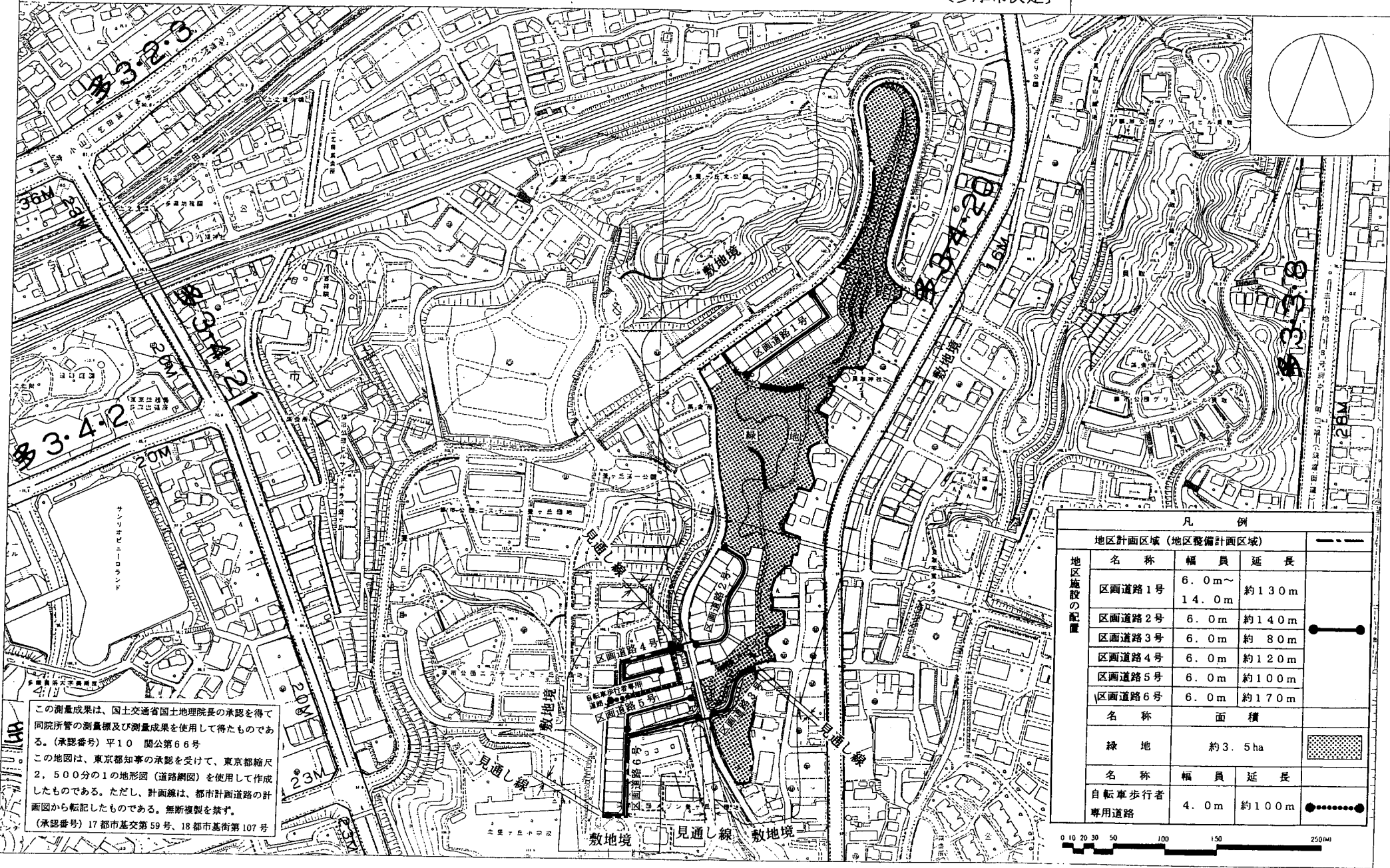
地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
豊ヶ丘二丁目地 区	—	—

# 多摩都市計画地区計画

## 豊ヶ丘二丁目地区地区計画

計画図

[多摩市決定]



この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号)平10 関公第66号  
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
 (承認番号)17 都市基交第59号、18 都市基街第107号

凡 例			
地区計画区域(地区整備計画区域)			
名称	幅員	延長	
区画道路1号	6.0m~ 14.0m	約130m	●——●
区画道路2号	6.0m	約140m	
区画道路3号	6.0m	約80m	
区画道路4号	6.0m	約120m	
区画道路5号	6.0m	約100m	
区画道路6号	6.0m	約170m	
名称	面積		
緑地	約3.5ha		■
名称	幅員	延長	
自転車歩行者専用道路	4.0m	約100m	●●●●●●

